

## 新・世界の人権はいま

—普遍的定期審査の現場から—（その八）



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

中国の第三回普遍的定期審査（UPR）の検討に入る前に、当時、国連人権理事会で生じていた大きな変化に触れておきたい。二〇一七年六月二二日、国連人権理事会で中国が主導した最初の決議が採択された。同決議は、「すべての人権の享受のための発展の貢献」と題する決議であるが、その前文では、習近平氏が好んで用いる「人類運命共同体」という用語が使用されていた。この決議は、賛成三〇、反対一三、棄権三で採択された。日本を含む、米国、ポルトガル、スロベニア、スイス、英国、ラトビア、オランダ、アルバニア、ベルギーおよびクロアチアが反対した。

なお同決議は、国連人権理事会のシンクタンクにあ

たる諮問委員会に、「すべての人権の享受のための発展の貢献」方法の研究を要請した（第六項）。同委員会の起草部会の議長は中国の岳怀让委員、報告者はロシアのレベデフ委員というかなり偏った構成であった。

その後、中国は、国連人権理事会の場で、「分裂を生むのではなく、協力を強化したい」というレトリックを使いながら、二〇一八年三月二三日、人権の分野に「相互に有益な協力（mutually beneficial cooperation: MBC）」の概念を導入する決議案を提案した。なお、中国とともに共同提案国となった一九カ国の内訳は、人権理事国ではアンゴラ、ブルンジ、中国、キューバ、エジプト、パキスタン、アラブ首長国連盟（UAE）、ベネズエラの八カ国で、国連加盟国の一一カ国（ベラルーシ、ボリビア、カンボジア、エリトリア、モルジブ、モロッコ、ミャンマー、スーダン、シリア、タイ、ジンバブエ）がこれに加わったが、その多くは人権尊重国とは言いがたい国々である。

この中国主導の決議案は、賛成二八（中国やキューバ、ベネズエラなどの途上国）、反対一（米国）、棄権一七（EU諸国ら）で採択された。中国の巧妙さは、決議案に一見反対の余地のない人権分野における技術支援と能力構築の役割の重要性の外観をまとわせたことである。

そのため、同決議案に、EU諸国（ベルギー、クロアチア、ドイツ、ハンガリー、スロバキア、スロベニア、スペイン、スイス、英国）や豪州、日本および韓国も反対せず、棄権に回ってしまった。

この決議に含まれている、人権分野における「相互に有益な協力」とは、人権に対する内政不干涉および「批判のない」アプローチを指すものである。それこそが中国や他の共同提案国が望むものである。同決議は、諮問委員会に人権の促進および保護における相互に有益な協力を強化する技術支援および能力構築の役割の研究を行うように要請するとともに、国連人権理事会の第四三会期前に報告書を提出するよう要請した（五項）。また、同決議は、UPRについて、人権状況を改善する目的をもち、人権義務の達成と国が約束した誓約を促進する目的をもつ、協力と建設的対話に基づくメカニズムとして、その重要性を強調した（三項）。

国連の人権監視メカニズムによる人権侵害国の監視を弱めようとする中国のこうした狙いを最初から見抜いていたのは、米国のみであった。トランプ政権の米国は、中国主導の決議が採択される現実を前に、二〇一八年六月、ついに国連人権理事会からの脱退を決意した。ヘイリー国連大使（当時）は、「偽善的で自

己満足のための組織」「人権侵害国」の擁護者で、政治的偏見の汚水槽」などの激しい表現で国連人権理事会を批判した。この米国の脱退を中国は好機ととらえ、中国は国連人権理事会でその影響力を拡大することに成功した。

国連人権理事会で中国主導の決議案が途上国の賛成を得て採択された背景にあるのは、中国の「一带一路」政策による途上国への影響力の拡大がある。中国は、二〇二〇年の段階で、助言や支援を提供した途上国の数が一一三カ国に上り、世界で八番目に影響力のある開発パートナーになっていたという現実がある。中国は、これにより自国に有利なアジェンダ設定を行うことができるようになった。

バイデン政権下の米国は、二〇二〇年にオプザーバーとして復帰し、同年に三年の任期で理事国に選ばれたが、プリンケン米國務長官が述べるように、「（米国の脱退は）有意義な変化を促進することなく、むしろ米国のリーダーシップの空白を生んだ。権威主義的な国家「坂元注・中国」がそれを利用して」状況を生んだのである。次に、中国の第三回UPRでどのような勧告がなされたのかを検討したい。